

令和 6 年度第 2 3 回庁議提案 審議・**報告**・その他

提出日：令和 7 年 3 月 2 1 日

担当部・課：総務部人事課〔内線 4 0 6 6〕

教育委員会事務局、市議会事務局、  
選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、  
農業委員会事務局

① 件 名
石巻市特定事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法）第 5 期の策定について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>急速に進行する少子化を背景として、平成 2 6 年度末までの時限立法として、平成 1 5 年 7 月に次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）が公布された。</p> <p>本市においても仕事と子育てを両立できる職場環境づくりを推進することを目的に、平成 1 7 年 4 月に石巻市特定事業主行動計画第 1 期を策定、以降第 4 期まで策定し、各種取組を推進してきたところである。</p> <p>令和 6 年 5 月に、次世代育成支援対策の推進・強化等の措置を講ずることとして、次世代法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 2 号）の公布により、次世代法の有効期限が令和 1 7 年 3 月 3 1 日まで 1 0 年間延長されたほか、計画策定に当たっての指針となる事項を定めた行動計画策定指針が改正されることとなった。</p> <p>【目的】</p> <p>次世代法及び行動計画策定指針に基づき、石巻市特定事業主行動計画第 5 期計画を策定し、引き続き仕事と子育てを両立できる職場環境づくりを推進する。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 次世代育成支援対策推進法（平成 1 5 年法律第 1 2 0 号）</li> <li>2 行動計画策定指針（平成 2 6 年内閣府、国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第 1 号）</li> </ol> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<b>無</b>】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成 1 5 年 7 月 次世代法公布（平成 1 7 年 4 月施行）</p> <p>平成 1 7 年 4 月 石巻市特定事業主行動計画（第 1 期）策定</p> <p>平成 2 2 年 4 月 石巻市特定事業主行動計画（第 2 期）策定</p> <p>平成 2 6 年 4 月 次世代法等の一部を改正する法律公布（平成 2 7 年 4 月施行）</p> <p>平成 2 7 年 4 月 石巻市特定事業主行動計画（第 3 期）策定</p> <p>令和 2 年 3 月 石巻市特定事業主行動計画（第 4 期）策定</p> <p>令和 4 年 3 月 石巻市特定事業主行動計画（第 4 期）一部改訂</p> <p>令和 6 年 5 月 次世代法等の一部を改正する法律公布（令和 7 年 4 月施行）</p> <p>令和 6 年 1 0 月 行動計画策定指針の一部改正（令和 7 年 4 月適用）</p>
⑤ 主な内容
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで（5 年間）</li> </ol>

## 2 内容

次世代法の趣旨を踏まえ、現計画に引き続き、第5期計画においても計画目的や重点項目、推進体制等について引き続き取り組むこととするほか、社会情勢の変化や公務員制度改革等に応じた、より効果的で分かりやすく、実効性のある施策展開を目的に、以下4つの柱を掲げ、各種取組を推進する。

- (1) 妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援に関する制度周知等
- (2) 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充等
- (3) 制度を利用しやすい環境づくり・支援体制づくり
- (4) 次世代育成に向けた投資

また、令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」において、国・地方の公務員に係る男性の育児休業取得率の政府目標が引き上げられ、総務省より地方公共団体においても政府目標を踏まえた目標設定を行うよう通知があったことを踏まえ、男性の育児休業取得率に係る目標設定を行うほか、特別休暇「子の看護休暇」の拡充を行うなど、具体的な取組内容を明記する。

## 3 その他

令和7年度末までの時限法である女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第19条の規定に基づき、令和3年3月に策定した「石巻市特定事業主行動計画～女性が輝く社会のために～」の計画期間が令和7年度末までとなっており、当該計画と本計画の内容について重複する部分があることから、女性活躍推進法の延長等の状況を踏まえつつ、令和7年度中に本計画と統合・一本化し、併せて内容の見直し等を行う。

### ⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

計画に掲げる各種取組を通じて、職員一人ひとりが子育てを尊重し、職員が相互に支えあいながら仕事と子育てを両立する職場環境など、働きやすい職場づくりの実現に寄与する。

### ⑦ 他の自治体の政策との比較検討

法改正を踏まえ、全国の自治体においても策定、改訂等が行われる。

### ⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和7年3月 本計画公表（市ホームページ掲載）

### ⑨ その他